越前市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日 国官会第2317号国土交通事務次官通知)に基づき、危険住宅の移転を行う 者に対し、予算の範囲内において、越前市がけ地近接等危険住宅移転事業補助 金(以下「補助金」という。)を交付することについて、越前市補助金等交付 規則(平成17年越前市規則第50号。以下「規則」という。)に定めるもの のほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、「危険住宅」とは、次の各号のいずれかに該当する区域(以下「災害危険区域等」という。)に存する現に人が居住する一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅(以下「住宅等」という。)並びに店舗等の用を兼ね備える住宅等(店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。)であって、災害危険区域等の指定時に現に存していたもの又は建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、市長が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行ったものをいう。ただし、避難勧告及び避難指示については、当該勧告又は指示が公示された日から6か月を経過している住宅に限る。
 - (1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号) 第3条第1項の規定により福井県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域
 - (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)第9条第1項の規 定により福井県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
 - (3) 土砂災害防止法第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、前項に掲げる区域に指定される見込みがある区域
- 2 前項の住宅等は、居住の実態があるものに限る。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する者(以下「補助対象者」という。)が行う越前市内に存する危険住宅を除却し災害危

険区域等の区域外へ移転する事業又は危険住宅を除却する事業(以下「補助対象事業」という。)とする。ただし、補助対象事業は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日までに実績報告を行い、補助金の額の確定ができるものとする。

- (1) 危険住宅の所有者
- (2) 越前市税を滞納していない者
- (3) 当該事業について、国若しくは県又は市の他の補助金を受けていないもの 又は受ける予定のないもの

(補助対象経費及び補助金の額)

- 第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表の経費区分の欄に掲げる経費ごとに、同表補助対象経費の欄に掲げる経費とする。
- 2 補助金の額は、別表の補助対象経費の欄に掲げる経費(当該経費の額が、同表の危険住宅1戸当たりの補助金の上限額の欄に規定する額を上回るときは、 当該欄に規定する額)の合計額とする。
- 3 前2項の規定により算出した補助金の額に、千円未満の端数があるときは、 その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条第1項に規定する補助 金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書(様式第1号)
 - (2) 工事設計書(様式第2号及び内訳書(様式第3号又は様式第4号))
 - (3) 登記事項証明書その他の危険住宅の所有者が確認できるもの
 - (4) 登記事項証明書その他の危険住宅の延床面積が確認できるもの
 - (5) 危険住宅の位置図及び付近見取図
 - (6) 危険住宅の現況外観写真
 - (7) 住宅の移転先の位置図及び付近見取図(住宅を移転する場合に限る。)
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が公簿その他必

要な方法により市長が調査することに同意し、市長が確認できる書類は、添付を要しないものとする。

(実績報告)

- 第6条 補助対象者は、補助対象事業完了後速やかに、規則第13条第1項第1 号に規定する補助金等実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
 - (1) 精算設計書 (様式第5号及び内訳書 (様式第6号又は様式第7号))
 - (2) 工事請負契約書の写し
 - (3) 工事の内容が分かる書類
 - (4) 支出証拠書類(施工業者の領収書の写し又はこれに代わる証拠書類等)
 - (5) 金融機関等からの融資契約書又はこれに代わる証拠書類(建設助成費の経費区分の場合)
 - (6) 着工前、工程及び工事完了の状況が分かる書類 (移転住宅及び危険住宅除 却跡地の写真)

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

経費区分	補助対象経費	危険住宅1戸当たりの補助金の上限額
除去等費	危険住宅の除却に要	次の各号に掲げる額のうちいずれか低い
	する経費	額
		(1) 令和5年度における住宅局所管業に
		係る標準建設費等通知について(令和
		5年3月31日付け国住備第473号
		国土交通省事務次官通知
)第9号第2号に定める除却工事費に
		要する費用の1㎡当たりの額に除却対
		象住宅の延床面積を乗じて得た額
		(2) 200万円
	危険住宅の除却に伴	97万5千円
	う引越し費用等(動産	
	移転、仮住居、その他)	
	に要する経費	
建設助成費	危険住宅に代わる住	建物 325万円
	宅の建設又は購入(こ	土地 96万円
	れに必要な土地の取	
	得を含む。) をするた	
	めに要する資金を金	
	融機関、その他の機関	
	から借入れた場合に	
	おいて、当該借入金利	
	子(借入時の年利率	
	8.5%を限度とす	
	る。)に相当する額の	
	経費(1回限り)	